

指定居宅介護支援に係る留意事項

3 居宅介護支援における利用者への説明について

令和3年7月21日 FAX

居宅介護支援における利用者への説明について

概要

居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画が、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第1条の2に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであることから、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に必要な事項を説明のうえ、理解を得なければならないとされています。

このことについて、説明を行わなかった場合は、**居宅介護支援費が減算**となります。

説明のうえ、理解を得なければならない事項

【令和6年4月改正】

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、次の事項について利用申込者又はその家族に十分に説明を行わなければなりません。

- ・ **居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることが可能であること**

この説明を行うにあたっては、「居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること」について併せて説明を行うとともに、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うことや、それを理解したことについて**利用申込者から署名を得ることが望ましい**。

説明のうえ、理解を得るよう努める事項

【令和6年4月改正】

事業所の負担軽減を図るため、次に掲げる事項に関して利用者に説明し、理解を得ることを居宅介護支援事業者の努力義務とする。

- (1) 前6か月に作成したケアプランにおいて訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与を位置付けた割合**
- (2) 前6か月に(1)に掲げたサービスごとの回数のうち、同一の事業所によって提供されたものが占める割合(上位3位まで)**

なお、前6か月については、毎年度2回、次の期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とします。

① 前期(3月1日から8月末日)

② 後期(9月1日から2月末日)

説明については、指定居宅介護支援の提供の開始に際し行うものとしませんが、その際に用いる当該割合等については、直近の①もしくは②の期間のものとしします。